科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 29 年 6 月 20 日現在

機関番号: 37105

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2014~2016

課題番号: 26380055

研究課題名(和文)持続可能な都市開発における公益間調整の法構造分析ー日独比較研究を中心として

研究課題名(英文)Zur Dogmatik der adaptiven Abwaegung im Umwelt- und Planungsrecht

研究代表者

勢一 智子(SEIICHI, TOMOKO)

西南学院大学・法学部・教授

研究者番号:00309866

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文):本研究は,環境法と都市法の融合領域である都市開発分野を素材とする比較法研究を通じて,複合的な公益間調整が要請される地域再開発において,環境公益を含む多様な公益の共存を目指す法政策について,そのメカニズムと法的特色を分析した。持続可能な発展を基軸として,一方ではEUを含むグローバルな要請を受けつつ,他方では人口減少に伴う地域社会変化に起因して多様化するローカルニーズの中で,地域利益の多面的向上を図る都市再設計理念の構築および共有が,社会的受容の獲得に資する公益調整過程における重要な要素であることを明らかにした。

研究成果の概要(英文): This study investigates the legal consideration process in urban redevelopment plans through a case study of Germany. In confronting globalisation and depopulation, the transition from shrinking cities to compact or sustainable cities demand the coordination of multiple public interests such as local culture, local communities, and local economy. Based on the sustainable development, a regional philosophy of redevelopment through the process of city renovation fulfils an important role in the legal consideration process of environmental and urban law. It is useful to study the concept and system within German law, as it will be applicable to the Japanese legal system.

研究分野: 社会科学

キーワード: 持続可能な発展 環境法 ドイツ法 都市再開発 縮小型都市 社会的受容

1.研究開始当初の背景

「持続可能な発展」は、環境と経済との両 立を指向する理念であるが,その具体化には, 経済システムや社会構造の転換を制度設計 に取り込む必要があり、「持続可能な発展」 適合型体制を構想する局面の裾野は拡大し ている。この動向は,環境法に特化した分野 にとどまらず,環境法隣接領域においても, 持続的発展の要請に応えるために環境配慮 要素や環境法的手法を公益判断に取り込む 制度変更の傾向として見て取れる。とりわけ、 人口減少社会に向けて都市再開発を促進す る都市法領域では,地域生活空間の持続的確 保が課題となる。その背景に,温暖化対策や 福島原発事故を受けたドイツ政府のエネル ギー政策転換があり、その取り組みは意欲的 である。こうした現象は,環境法における改 革展開の成果が,他の法領域に変革端緒とし て作用している観点からも興味深い。

他方で、保障国家論の展開に見られるように、公益の担い手の多様化は、「公益」の多様性を社会にもたらす。特に、都市開発のように限られた地域空間に多様な利用要求が提示される局面で先鋭化する。ここでは、地域振興に寄与する開発、都市インフラの拡充による利便性向上など地域公益が、温室効果ガスの抑制や緑地の確保等の環境公益と競合する。公益間調整の法制度的担保は、個人に還元されにくい環境公益には重要な要請であり、その法整備が課題となる。

このような複合的な公益調整は,現代型法政策には不可欠な制度要素であり,日本においても,コンパクトシティ構想などが見られる都市開発分野を中心に,実効性ある制度設計が急務である。この点につき,先行した議論や制度化が見られるドイツ法は,本研究にとって示唆に富む。

2.研究の目的

本研究は,環境法と都市法の融合領域である都市開発分野を素材とする比較法研究を通じて,複合的な公益間調整が要請される地域再開発において,環境公益を含む多様な公益の共存を目指す法政策について,そのメカニズムと法的特色を明らかにすることを目的とした。

本研究では,持続可能な社会への要請のもと,環境配慮要素が法領域に横断的に反映される法政策展開傾向に着目し,その動向が顕著な都市開発分野を中心として,環境公益と他の諸公益とを調整する法制度の設計と具体化手法,およびその機能状況を検討することにより,社会経済発展との両立を指向する環境適合型都市開発法制の法理と仕組みを抽出することを目指した。

3.研究の方法

本研究は,ドイツ法と日本法を中心として, 法理論研究とともに具体的な制度・事例に対 する実態調査分析により進めることとした。

ドイツ法研究については、制度研究と事例研究を実施した。複数の個別法領域に横断的な観点から、具体的な法制度や事例を調査して、持続可能な社会発展の要請を受け止める複合的な公益間調整の構造を検討した。環境政策のヨーロッパ化にも着目して、加盟国における法制度移行の視点からEU法も考察の対象とした。日本法研究では、制度運用状況を把握するために、実態調査も重視した。

最終的には,日独比較法分析を踏まえて, 持続的な地域環境空間形成に資する多様な 公益相互の調整メカニズムを解明し,その機 能条件について体系的な理論化を目指した。

4. 研究成果

(1)「持続可能な発展」は、環境法の基本理念の一つを形成しているが、その具体化は、環境法領域のみならず、環境・経済・社会のトライアングルとして、法政策領域横断的な政策設計が求められる。これに伴い、環境法における基本原則の一つである持続性原則(Nachhaltigkeitsprinzip)も多元的な要請を導く指針となっている。

こうした理念の変化は、EU 法政策を経由して、国家戦略である持続可能な発展戦略(Nachhaltigkeitsstrategie)を通じて、政策分野横断的に法制度と運用に反映される構造を備える。EU 法との関係では、市場経済原理を踏まえた対外的調整も不可欠である。

持続可能な発展への要請は,都市開発についても交通インフラや建築物におけるエネルギー効率化をはじめ多数見受けられるところであり,この傾向は,ドイツ環境省が省庁管轄の再編により,都市建築分野が新たに組み込まれた点に象徴的に見て取れる。

都市全体のエネルギー効率性向上,建築物の性能向上が,気候変動防止に寄与する点,エネルギー生産消費システムのあり方に作用する点から,環境適合型の都市開発は,ドイツ環境法の重要な関心事に位置づけられている。

(2)その一方で、持続可能な都市開発は、地域における合意形成を引き出すために、地域の活性化との両立が強調される。このような動向は、生存配慮(Daseinsvorsorge)を確保する、公共サービスのあり方をめぐる変化とも連動しており、民間化した事業を再び公営事業体が担う再公営化(Rekommunalisierung)にもつながっている。

この要請は,日本においても共通しており, 人口減少社会の本格的到来と人口の都市圏 への一極集中を背景として,地方創生政策に よる地域活性化への取り組みとして表出している。

(3) 持続可能な都市再開発への機運には,その背景として人口減少の進行が大きな影響をもたらしている。住民および地域特性の多様化であるが,この動向には,地域差が大きく,旧東ドイツ地域や旧来型重工産業地域を中心に,社会動態による人口減少が地域生活空間の維持を困難にしており,都市縮小型再開発のニーズにつながっている。

ドイツでは,一例として,縮小型都市再開発プログラム(Stadtumbau West/Ost)が各地域で実施されており,都市再設計およびコミュニティ再編を進める契機となっている。

住民および地域特性の多様化は,一方で, 社会的価値の多様化とも結びつき,地域内に おける利益調整の難易度を上げる要因となっている。

(4)社会的価値の多様化は,人口減少に伴う都市縮小の局面のみならず,大規模開発事業についても共通する。計画制度と手続が比較的整備されているドイツにおいても,シュツットガルト中央駅再開発事業(Stuttgart 21)に見られるように,地域公益間の調整を難航させる。計画法制の成熟度が未だ高くない日本においては,訴訟解決を含めて,課題となる。

他方,社会的価値の多様化は,原子力発電施設の段階的停止を選択したエネルギーシフト政策(Energiewende)をめぐる議論動向に典型的に見て取れるところであるが,こうした社会的合意形成の基礎として科学的専門性のみならず,社会的価値観を反映しうる専門知が重要な役割を担っている。

こうした専門知の調達と活用は,都市空間 の公益間調整においても同様に有意義であ る。

(5)地域空間における利用調整と活用設計について,空間利用計画を通じてコーディネートすることが重要であり,計画法としの電境法の展開が強調される。新たな社会的ニーズに応えるようなゾーニング制度の多面的な活用が見受けられる。再生可能エネルギーの導入推進の事例に見られるように,環境利益との関係においても,持続可能な発展を実現するためには,そのゾーニング段階において戦略アセスメントを実施する制度設計が有効である。

日本法の場合,計画法の主導性が弱いことが問題となっており,ヨーロッパの事例を参照して,日本法においても計画法として環境配慮の実施ができる制度体制を整備することが課題である。

(6)以上のほか,本研究を通じて進めてきた環境法の理論研究と事例分析を深めるために,学際的研究にも取り組んだ。福岡を拠

点とする研究連携「福岡環境学際フォーラム」の運営メンバーとして活動して,定期的に研究会を開催したほか,自然科学系の学会等での研究発表も行い,科学技術と法政策との学際的相互理解に努めた。

また,研究から得た知見の社会的還元として,行政実務や経済活動に対して積極的に情報発信を行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計 15 件)

- (1)<u>勢一智子</u>,「環境影響評価制度再設計の 視点—岡本太郎美術館住民訴訟からの示唆 (横浜地判平成 13・6・27 判自 254 号 68 頁)」 環境法研究 6 号,査読なし,2017 年(公刊予 定,掲載確定)。
- (2) <u>Tomoko SEIICHI</u>, Toward the sustainable management and efficient use of natural resources Challenges of Japanese Law, The Seinan Law Review Vol. 49, No. 4, S. 45-63, 2017, 査読なし。
- (3) <u>勢一智子</u>,「戦略的空間設計によるエネルギーシフト政策——オランダのゾーニング制度」日本エネルギー法研究所月報 244 号,1-4頁,査読なし,2017年。
- (4)<u>勢一智子</u>,「地方の多様性を育む共創」 自治日報 3872 号,1 頁,2016 年 11 月 18 日, 査読なし。
- (5)循環資源法制研究会 <u>勢一智子</u>ほか共著「『廃棄物』ではなく『資源』に一天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用のために」環境管理 52 巻 9 号,69-74 頁,査読なし,2016 年。
- (6)<u>勢一智子</u>,「巻頭言/地方発の分権改革 一提案募集方式,そしてその先へ」自治体法 務研究 2016 年秋号・巻頭言,1頁,査読な し,2016 年。
- (7)<u>勢一智子</u>,「人口減少社会の地方公文書館」自治日報 3852 号,1頁,2016 年7月1日,査読なし。
- (8)<u>勢一智子</u>,「地域活性化「三輪車(トライシクル)」の行方」自治日報 3834 号, 2016 年 2 月 26 日, 1 頁, 査読なし。
- (9)<u>勢一智子</u>,「地方イニシアティブの機能 条件 地方による地方のための地方制度改革に向けて」月刊地方自治808号,2-15頁, 査読なし,2015年。
- (10)<u>勢一智子</u>,「産業廃棄物処理業許可処分の無効確認等訴訟における周辺住民の原告適格」平成26年度重要判例解説 A2-43頁,査読なし,2015年。
- (11)<u>勢一智子</u>,「一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可処分又は許可更新処分の取消訴訟と当該処分の対象とされた区域につき既にその許可又は許可の更新を受けている者の原告適格 最新判例批評

- (12)<u>勢一智子</u>,「地方自治法 2014 年改正」 法学教室 413 号,42-48 頁,2015 年,査読な し。
- (13)<u>勢一智子</u>,「ドイツ循環経済法の動向 −2012 年法の到達点」季刊環境研究 176 号, 132-140 頁,査読なし,2014 年。
- (14)<u>勢一智子</u>,「行政計画の意義と策定手続」高木光/宇賀克也編(ジュリスト増刊) 『行政法の争点』(有斐閣),48-49 頁,査読なし,2014年。
- (15)<u>勢一智子</u>,「2つの『地域の足』の現状と課題-軽自動車増税から考える都市と交通」月刊地方税65巻5号,2-8頁,査読なし,2014年。

[学会発表](計 13 件)

- (1)<u>勢一智子</u>,「ドイツ再生可能エネルギー法の展開—FIT 制度と 2017 年法改正(EEG 2017)」日本エネルギー法研究所・環境に関する法的問題検討班・第 18 回研究会, 2017年3月30日,日本エネルギー法研究所。
- (2)<u>勢一智子</u>,「ヨーロッパの資源効率化政策からみた日本法の課題」地盤工学会・地盤環境社会実装委員会,2017年2月20日,地盤工学会。
- (3) Tomoko SEIICHI, 'Toward the sustainable management and efficient use of natural resources-Challenges of Japanese Law', International Conference: Application of iron/steel slag in construction industry for sustainable development, by Ministry of Construction, Vietnam Institute for Building Materials (VIBM), 2016.12.6, in Hanoi/Vietnam (JW Marriott Hanoi).
- (4)<u>勢一智子</u>,「審議会行政における専門性 と『民意』」日本公法学会第81回総会,2016 年10月9日,慶應義塾大学。
- (5)<u>勢一智子</u>,「審議会行政における専門性 と『民意』」九州公法判例研究会,2016年10 月1日,九州大学。
- (6)<u>勢一智子</u>,「持続可能なエネルギー政策の制度構造と展開-ドイツの FIT 制度を事例として」産業環境科学研究会,2016 年 6 月29日,鉄鋼会館。
- (7) <u>勢一智子</u>,「ドイツ・エネルギー法における FIT 制度の構造と展開—エネルギーシフト政策 (Energiewende)の戦略として-」日本エネルギー法研究所・環境に関する法的問題検討班・第10回研究会 2016年6月10日,日本エネルギー法研究所。
- (8)<u>勢一智子</u>,「EU 持続可能な発展戦略の理 念と展開-理念の確立から政策の展開へ」産 業環境科学研究会,2015年7月9日,鉄鋼会 館。
- (9) 勢一智子,「地域連携型大学教育のポテ

ンシャル-アカデミー(academy)とソサエティー(society)の架橋」福岡環境学際フォーラム・第 15 回研究会, 2015 年 6 月 20 日, 西南学院大学。

- (10)<u>勢一智子</u>,「『持続可能性』の機能条件 -ドイツ資源循環法制の展開から」人間環境 問題研究会,2015年4月11日,明治大学。
- (11)<u>勢一智子</u>,「ドイツ資源循環法制の支点と力点-2012 年法改正の意義」環境に関する法的問題検討班・第 11 回研究会, 2014 年 9月 16日,日本エネルギー法研究所。
- (12)<u>勢一智子</u>,「環境法政策の EU 化の意義 と課題-ドイツ法の展開から」産業環境科学 研究会,2014年6月13日,鉄鋼会館。
- (13)<u>勢一智子</u>,「行政計画としての防災基本計画について」第4回防災基本計画の在り方に関する検討会,2014年4月17日,内閣府。

[図書](計 3 件)

- (1) 循環資源法制研究会編『「廃棄物」ではなく「資源」に-天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用のために』(みずほ情報総研(株), 2015年), 15頁。
- (2)黒川哲志/奥田進一編『環境法のフロンティア』成文堂(2015年)[第11章「都市環境と里山保全」143-155頁,第14章「水資源環境」181-193頁執筆],295頁。
- (3) 高橋信隆 / 亘理格 / 北村喜宣編『環境保全の法と理論』北海道大学出版会(2014年) 〔第 16 章「一般廃棄物・資源循環法制の現状と課題」292-306 頁執筆〕,625 頁。

[産業財産権]

出願状況(計 0件)

取得状況(計 0件)

〔その他〕 ホームページ等 なし

6 . 研究組織

(1)研究代表者

勢一 智子(Tomoko SEIICHI) 西南学院大学・法学部・教授 研究者番号:00309866

(2)研究分担者

なし (本研究が個人研究のため)

(3)連携研究者

なし (本研究が個人研究のため)

(4)研究協力者

なし (本研究が個人研究のため)